

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定

平成29年10月17日

宮城県公安委員会告示第143号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。

1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
小高 晃	松田会エバーグリーン病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の1
金 仁	東北会病院	仙台市青葉区柏木1丁目8番7号
原田 伸彦	国見台病院	仙台市青葉区国見1丁目15番22号

2 指定年月日

平成29年10月17日

3 平成20年宮城県公安委員会告示第50号の廃止

平成20年宮城県公安委員会告示第50号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定）は、廃止する。